

証券コード：5603

第116回 定時株主総会 招集ご通知

【ご来場自粛のお願い】

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主の皆さまにおかれましては、当日のご来場はお控えいただき、書面（郵送）またはインターネットにより事前に議決権を行使くださいますよう強くお願い申し上げます。
なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、下記当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

<https://www.kogi.co.jp/>

株主総会ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2021年6月25日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所 姫路市大津区勘兵衛町3丁目12番地
当社東工場 レインボーホール
末尾記載の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。

議 案 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
6名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 会計監査人選任の件

目 次

第116回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
事業報告	10
連結計算書類	22
計算書類	24
監査報告書	26



KOGI C&E GROUP

Casting for industrial foundation 》産業の礎に
Environment for our future 》この国の未来に

虹技株式会社

証券コード 5603
2021年6月10日

株 主 各 位

姫路市大津区勘兵衛町4丁目1番地

虹 技 株 式 会 社

代表取締役社長 山 本 幹 雄

第116回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第116回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、2021年6月24日（木曜日）午後5時までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時（受付開始時刻：午前9時）
2. 場 所 姫路市大津区勘兵衛町3丁目12番地
当社東工場 レインボーホール
（末尾記載の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第116期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容および計算書類の内容報告の件
 2. 第116期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
会計監査人および監査等委員会の第116期連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案 会計監査人選任の件

4. その他株主総会招集に関する事項

法令および当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項については、当社ウェブサイト（<https://www.kogi.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
- ③ 連結計算書類の「連結注記表」
- ④ 計算書類の「株主資本等変動計算書」
- ⑤ 計算書類の「個別注記表」

なお、監査等委員会は本招集ご通知の添付書類に記載した事業報告、連結計算書類および計算書類のほか、上記①～⑤につきましても監査しております。また、会計監査人は本招集ご通知に記載した連結計算書類および計算書類のほか、上記②～⑤につきましても監査しております。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kogi.co.jp/>）に掲載させていただきます。
 - ◎本定時株主総会におきましては、当社役職員は軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。
株主様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2021年6月25日(金曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年6月24日(木曜日)
午後5時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月24日(木曜日)
午後5時入力完了分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書

ここに議案の賛否をご記入ください。

第1. 第4号議案

賛成の場合 > 「賛」の欄に○印

反対する場合 > 「否」の欄に○印

第2. 第3号議案

全員賛成の場合 > 「賛」の欄に○印

全員反対する場合 > 「否」の欄に○印

一部の賛権者を反対する場合 > 「賛」の欄に○印をし、反対する株権者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

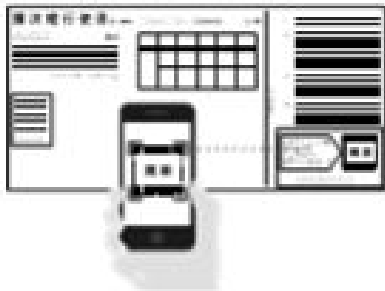
書面(郵送)およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使[®]」

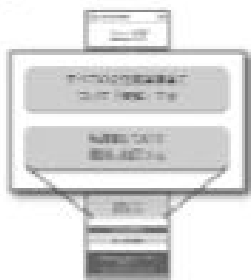
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使[®]」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

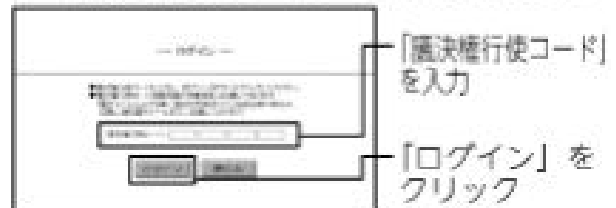
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

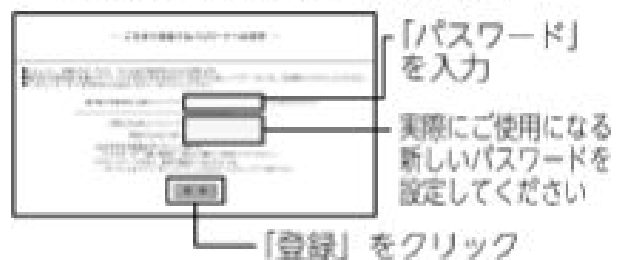
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の配当（第116期期末配当）に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題のひとつとして位置づけ、中長期的な事業計画に基づき、企業の継続的発展と企業価値の向上を図るために必要な内部留保を確保しつつ、安定的な配当を継続していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開を勘案し、内部留保にも意を用い、当期の業績ならびに当社を取りまく環境を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき20円 総額 66,286,480円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2021年6月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営陣の充実強化を図るため1名増員し、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はないとの意見表明を受けております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	[再任] やまもと みき お 山本 幹 雄 (1959年7月1日生)	1982年4月 当社入社 2008年4月 大型鋳物事業部長 2011年6月 執行役員東京支社長 2015年6月 当社取締役 2016年4月 鋳物部門統括および風土改革担当 2017年2月 当社代表取締役社長（現在） [取締役候補者とした理由] 営業部門を中心に当社業務に関する豊富な経験と知識を有しており、経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	3,700株
2	[再任] たに おか つかさ 谷 岡 宗 (1960年4月8日生)	1984年4月 当社入社 2006年4月 経理部長 2009年6月 執行役員経理部長 2011年6月 当社取締役 2017年6月 当社常務取締役（現在） 2021年4月 経営企画部長および経理部、総務部、IT推進部機能材料部、開発部担当（現在） [取締役候補者とした理由] 財務部門、管理部門、電算部門を中心に当社業務に関する豊富な経験と知識を有しており、経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	3,100株
3	[再任] まつもと とも ひろ 松本 智 汎 (1944年12月29日生)	1963年3月 当社入社 2008年6月 執行役員大型鋳物事業部長および中国統括部長 2013年6月 当社取締役（現在） 2018年4月 海外事業部長（現在） [取締役候補者とした理由] 製造部門、海外事業部門を中心に当社業務に関する豊富な経験と知識を有しており、経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	15,200株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
4	[再任] みず た とし ひろ 水 田 敏 弘 (1952年6月13日生)	1975年4月 当社入社 2007年4月 機械事業部長兼同送風機営業グループリーダー 2008年6月 執行役員機械事業部長 2017年6月 当社取締役（現在） 2021年4月 資材部、技術部、環境エンジニアリング事業部、 ソーラー事業グループ担当（現在） [取締役候補者とした理由] 営業部門、購買部門を中心に当社業務に関する豊富な経験と知識を有しており、経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	1,900株
5	[再任] かた ぎり やす はる 片 桐 康 晴 (1965年2月5日生)	1988年11月 当社入社 2011年4月 デンスパー事業部長 2015年1月 執行役員デンスパー事業部長 2019年6月 当社取締役（現在） 2021年4月 デンスパー事業部、人事部、環境安全管理部担当 （現在） [取締役候補者とした理由] 営業部門を中心に当社業務に関する豊富な経験と知識を有しており、経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	2,200株
※6	[新任] はぎ の とよ あき 萩 野 豊 明 (1968年1月12日生)	1990年4月 当社入社 2013年4月 小型鋳物事業部長 兼同西ブロック営業グループリーダー 2015年1月 執行役員小型鋳物事業部長（現在） [取締役候補者とした理由] 営業部門を中心に当社業務に関する豊富な経験と知識を有しており、経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、新たに取締役として選任をお願いするものであります	1,800株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、保険会社との間で取締役全員および執行役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、本議案でお諮りする候補者のうち再任の候補者については取締役として、萩野豊明氏については執行役員として、すでに当該保険契約の被保険者となっております。本議案が原案どおり承認可決された場合、候補者全員を被保険者とする保険契約を同内容で更新予定であります。
- (保険契約の内容の概要)
- 被保険者である取締役（監査等委員である取締役を含む。）または執行役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役（3名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
※1	[新任] 〔社外〕〔独立〕 井 口 安 弘 い ぐ ち や す ひ ろ (1957年6月9日生)	1983年4月 新日本製鐵株式会社（現日本製鐵株式会社）入社 2006年11月 同社広畑製鐵所 生産技術部 部長 2010年10月 同社大阪支店 副支店長 2012年10月 新日鐵住金株式会社（現日本製鐵株式会社）へ統 合 同社大阪支社 部長 2015年3月 同社退社、日鉄住金テクノロジー株式会社 （現日鉄テクノロジー株式会社）へ移籍 2015年4月 日鉄住金テクノロジー株式会社（現日鉄テクノ ロジー株式会社）広畑事業所 参与 2015年7月 同社執行役員広畑事業所長 2020年7月 同社顧問（現在） [監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待され る役割の概要] 井口安弘氏は、当社と同業の大手鉄鋼業の出身であり、従前の企 業で培った業界における専門的な知見とコンプライアンスの観点 から、取締役の職務執行に対する監督、助言等、監査等委員とし ての職務を適切に遂行いただけることを期待して、監査等委員で ある社外取締役として選任をお願いするものであります。	0株
2	[再任] 〔社外〕〔独立〕 鈴 木 克 明 す ず き よ し あ き (1952年5月26日生)	1977年4月 株式会社神戸製鋼所入社 2000年4月 同社鉄鋼カンパニー鑄鍛鋼事業部鑄鍛鋼工場 製造部長 2003年4月 同社鉄鋼部門鑄鍛鋼事業部鑄鍛鋼工場 技術部長 2004年4月 同社鉄鋼部門鑄鍛鋼事業部鑄鍛鋼工場長 2006年4月 神鋼検査サービス株式会社出向 理事 検査サービス本部副本部長 2007年6月 同社取締役 検査サービス本部副本部長 2011年6月 同社常務取締役 検査サービス本部長 2014年6月 同社顧問 2015年6月 当社社外監査役 2019年6月 当社監査等委員である社外取締役（現在） [監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待され る役割の概要] 鈴木克明氏は、当社と同業の大手鉄鋼業の出身であり、従前の企 業で培った業界における専門的な知見とコンプライアンスの観点 から、2015年6月より当社社外監査役として職務を適切に遂行し ていただいております、引き続き取締役の職務執行に対する監督、助 言等をいただけることを期待して、監査等委員である社外取締役 として選任をお願いするものであります。	400株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
3	[再任] [社外] [独立] まつ やま やす じ 松 山 康 二 (1948年3月3日生)	1976年11月 監査法人大成会計社（現EY新日本有限責任監査法人）入所 1980年4月 公認会計士登録 2005年7月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）シニアパートナー 2007年4月 公立大学法人兵庫県立大学会計研究科 特任教授 2010年6月 新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）退所 2010年7月 公認会計士松山康二事務所開設（現在） 2015年6月 当社社外監査役 2019年6月 当社監査等委員である社外取締役（現在） [監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要] 松山康二氏は、過去に直接会社の経営に関与された経験はありませんが、財務および会計に関する高度な専門的知識を有して長く大手監査法人の業務に携わり、その豊富な経験と幅広い知見から、2015年6月より当社社外監査役として職務を適切に遂行していただいております。引き続き当該知見を活かし、特に財務および会計について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただけることを期待して、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。	400株

- (注) 1. ※印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 井口安弘氏、鈴木克明氏および松山康二氏の3氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、鈴木克明氏、松山康二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。また、井口安弘氏の選任が承認された場合、新たに同取引所に独立役員として届け出る予定であります。
4. 鈴木克明氏、松山康二氏の両氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社は、鈴木克明氏、松山康二氏の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、両氏の選任が承認された場合、当該契約と同内容の契約を継続する予定であります。
6. 当社は、井口安弘氏が監査等委員である取締役に選任された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で取締役全員および執行役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、本議案でお諮りする候補者のうち鈴木克明氏、松山康二氏の両氏については監査等委員である取締役として、すでに当該保険契約の被保険者となっております。本議案が承認可決された場合、候補者全員を被保険者とする保険契約を同内容で更新予定であります。
- (保険契約の内容の概要)
 被保険者である取締役（監査等委員である取締役を含む。）または執行役員がその職務の執行に関し責任を負うこと当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査等委員会の決定に基づき、新たに太陽有限責任監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、監査等委員会が太陽有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、現任会計監査人の監査在任期間が長期にわたっており、会計監査人の交代により新たな視点での監査が期待できることに加えて、同監査法人の会計監査人として必要とされる専門性、独立性、適切性、品質管理体制等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任と判断したものであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2021年3月31日現在)

名 称	太陽有限責任監査法人		
主たる事務所の所在地	東京都港区元赤坂一丁目2番7号		
沿 革	1971年 9月	太陽監査法人設立	
	1994年10月	グラントソントン インターナショナル加盟	
	2006年 1月	太陽監査法人とASG監査法人が合併し 太陽ASG監査法人となる	
	2008年 7月	有限責任組織形態に移行し太陽ASG有限責任 監査法人となる	
	2012年 7月	永昌監査法人と合併	
	2013年10月	霞が関監査法人と合併	
	2014年10月	太陽有限責任監査法人に社名変更	
	2018年 7月	優成監査法人と合併	
概 要	構成人員		
	代表社員・社員	84名	
	特定社員	4名	
	公認会計士	308名	
	公認会計士試験合格者等	227名	
	その他専門職	199名	
	事務職員	85名	
	契約職員	203名	
	合 計	1,110名	

以上

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、国内外の新型コロナウイルス感染症拡大の影響で急激に落ち込み、総じて厳しい状況で推移いたしました。

このようなもとで当社グループは、2019年度を初年度とする第6次3カ年計画に基づいて、既存事業の収益構造の改革や新たな分野の開拓、製品の開発、財務体質の更なる強化といった取組みを全社一丸となって進めてまいりました。

当連結会計年度の業績は、国内外の需要が落ち込む中、グループ全社をあげてのコスト削減や海外子会社の天津虹岡鑄鋼有限公司と南通虹岡鑄鋼有限公司の選別受注や長期滞留債権の回収により、売上高 180億6千8百万円(前期 212億5千9百万円)、営業利益2億8千4百万円(前期 5億3千9百万円)、経常利益3億8千3百万円(前期 3億7千2百万円)、親会社株主に帰属する当期純利益2億8千5百万円(前期 1億2百万円)となりました。

事業別の概況は、次のとおりであります。

① 鑄物関連事業

鑄型は、鍛鋼向けが低迷し、売上高は前期を下回りました。ロールは、国内電炉メーカー向けの受注残が売上に寄与したものの、コロナ禍の影響があり、売上高は前期を若干下回りました。自動車用プレス金型鑄物は、主力カーメーカーの新型開発プロジェクトの受注が活発だった一方、コロナ禍による需要の伸び悩みがあり、売上高は、前期を若干下回りました。大型産業機械用鑄物は、回復基調にあるものの、期前半の不振がひびき、売上高は、前期を下回りました。小型鑄物は、公共工事の延期や中止、機械鑄物の減少により、売上高は、前期を下回りました。デンスバーは、緩やかに回復してきているものの期前半の大幅な需要減が影響し、売上高は、前期を下回りました。海外事業の天津虹岡鑄鋼有限公司、南通虹岡鑄鋼有限公司は、期前半は中国経済の減速の影響がありましたが、その後の現地自動車産業の回復により、売上高は、前期を上回りました。

この結果、当事業の売上高は、152億7千万円(前期 174億8百万円)、経常利益は、3億2千9百万円(前期 2億6千9百万円)となりました。

② 環境関連事業

環境装置事業は、東京都八丈町からごみ焼却炉施設37億円の大口受注があったものの、業績への寄与は来期以降となり、売上高は、前期を下回りました。この結果、当事業の売上高は、8億4千6百万円(前期 16億5千万円)、経常利益は、5千2百万円(前期 2億2千1百万円)となりました。

③ 機械関連事業

送風機は、鉄鋼向けの大口案件があったもののコロナ禍の影響を受け、売上高は、前期を若干下回りました。環境・省エネ商品のトランスベクターや機能材料のKCカーボンセラミックス、KCメタルファイバーは、主要顧客先の需要減退により、売上高は、前期を下回りました。

この結果、当事業の売上高は、19億5千1百万円（前期 22億1百万円）、経常利益は、1億2千2百万円（前期 1億9千6百万円）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施しました設備投資額は総額で17億8千9百万円となりました。

当連結会計年度中に完成した設備、継続中の設備で特記すべきものはありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中の設備資金および運転資金につきましては、自己資金と借入金をもって充ちいたしました。

(4) 対処すべき課題

素形材を主力とする当社グループの経営環境は、国内鋳物事業市場の成熟化が進むなか、競合の激化、事業環境の急激な変化など、依然として不透明な状況が続くものと予想されます。

また、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せないなか、経済活動の水準は、新型コロナウイルス感染症流行前を下回る状況が続く見通しで、当社を取り巻く事業環境の先行きは、不透明な状況にあります。

こうしたなか、当社グループの一人ひとりが同じベクトルのもと一丸となって、『誇り』をキーワードとした「第6次3カ年計画」に基づき、更なる品質向上、コストダウン、付加価値の創造に努め、経営基盤を強化し、虹技C&Eグループの継続的発展を図るため、以下のような取組みを進めてまいります。

①社会に誇れる企業を目指して

イ. コンプライアンスを重視した経営活動の遂行

社会に誇れる企業として安全を最優先とし、法令を遵守した経営活動を行う。あわせて環境・安全面に配慮した設備改善等を継続的に進めていく。

ロ. 誇れる商品、誇れるサービスをお客様に

お客様にとってより良い商品・サービスを提供するとともに、その信頼に応えるため、品質管理体制の更なる充実を図る。

②従業員一人ひとりが輝き誇れる企業に

イ. 風土改革活動の継続

従業員一人ひとりが、虹技で働くことを誇りに思う一体感のある風土作りを進めていく。

ロ. 人材の育成

虹技社員として、誇りをもって行動するべく人材教育に注力する。

③誇れる未来を創造するために

イ. 既存事業の収益構造の改革

全ての事業において将来性を見極め、ビジネスプロセス変革による生産性の向上等、取り組むべき課題の明確化を行い、より収益をあげるべく収益構造の改革を実施する。

ロ. 新たな分野、製品への取組み

既存事業の充実に加え、たえず新しい分野の開拓、新しい製品の開発に取り組み、世に出すことによって社会の発展に貢献する。

ハ. 財務体質の更なる強化

経営環境の波に対して抵抗力のある財務体質を構築する。

こうした企業体質の強化に向けた活動をグループの総力を挙げて推し進め、より一層の企業価値の増大を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第113期 (2018年3月期)	第114期 (2019年3月期)	第115期 (2020年3月期)	第116期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
売上高 (百万円)	22,942	24,013	21,259	18,068
経常利益 (百万円)	1,336	1,300	372	383
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	657	734	102	285
1株当たり 当期純利益 (円)	198.64	221.52	30.79	86.18
総資産 (百万円)	29,256	28,563	26,720	27,810
純資産 (百万円)	12,718	12,955	12,466	13,254
1株当たり 純資産額 (円)	3,047.46	3,139.89	3,047.91	3,257.60

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 2017年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施しております。第113期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第114期の期首から適用しており、第113期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況 (2021年3月31日現在)

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
虹技サービス株式会社	10 ^{百万円}	100%	サービス業
南通虹岡鑄鋼有限公司	1,642 (1,500万US\$)	51	金属製品の製造販売
天津虹岡鑄鋼有限公司	871 (800万US\$)	51	金属製品の製造販売

(7) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

事業区分	事業の内容
鋳物関連事業	鉄鋼圧延用ロール・鋼塊用鋳型・自動車用金型鋳物・デンスパー(連続鋳造鋳物材)・一般鋳物製品等の製造および販売
機械関連事業	機械製品等の製造および販売・ソーラー売電
環境関連事業	環境関連装置・機器等の製造および販売 土木・建設工事の請負

(8) 主要な営業所および工場 (2021年3月31日現在)

① 当社

本社	兵庫県姫路市大津区勘兵衛町4丁目1番地
支社	東京(東京都港区)
営業所	名古屋(愛知県名古屋市)、北陸(石川県金沢市)、北九州(福岡県北九州市)
工場	姫路東工場(兵庫県姫路市)、姫路西工場(兵庫県姫路市)

② 子会社

虹技サービス株式会社	兵庫県姫路市
南通虹岡鋳鋼有限公司	中国 江蘇省 南通市
天津虹岡鋳鋼有限公司	中国 天津市

(9) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
鋳物関連事業	558 ^名	22名減
機械関連事業	75	1名増
環境関連事業	11	-
全社(共通)	105	7名増
合計	749	14名減

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、平均臨時雇用者数は従業員の10%未満のため含んでおりません。

2. 全社(共通)は、管理部門の従業員であります。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
452名	-	39.5歳	16.9年

(注) 従業員数は就業人員数であり、平均臨時雇用者数は従業員の10%未満のため含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	2,991 <small>百万円</small>
株式会社りそな銀行	741
株式会社三菱UFJ銀行	1,544

2. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 8,000,000 株
- (2) 発行済株式の総数 3,362,163 株（自己株式47,839株を含む）
- (3) 株主数 2,446 名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
住友生命保険相互会社	190 ^{千株}	5.7%
虹技取引先持株会	168	5.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	166	5.0
株式会社三井住友銀行	148	4.5
株式会社りそな銀行	105	3.2
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	83	2.5
株式会社神戸製鋼所	81	2.4
株式会社三菱UFJ銀行	70	2.1
虹技社員持株会	62	1.9
三井住友信託銀行株式会社	60	1.8

(注) 持株比率は自己株式（47,839株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) **当事業年度末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況**
該当事項はありません。
- (2) **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付された新株予約権等の状況**
該当事項はありません。
- (3) **その他新株予約権等に関する重要な事項**
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	山 本 幹 雄	
常 務 取 締 役	谷 岡 宗	経理部長および総務部、人事部、経営企画部、 環境安全管理部、防災管理室、 情報システムグループ担当
取 締 役	松 本 智 汎	海 外 事 業 部 長
取 締 役	水 田 敏 弘	資材部、技術部、機械事業部、 環境装置事業部、ソーラー事業グループ担当
取 締 役	片 桐 康 晴	デンスバー事業部、機能材料部、開発部担当
取 締 役 (常勤監査等委員)	日 置 善 弘	
取 締 役 (監査等委員)	鈴 木 克 明	
取 締 役 (監査等委員)	松 山 康 二	公認会計士松山康二事務所代表

- (注) 1. 取締役(監査等委員)日置善弘氏、鈴木克明氏および松山康二氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、日置善弘氏を常勤の監査等委員として監査等委員会にて選定しております。
3. 取締役(監査等委員)松山康二氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は取締役(監査等委員)日置善弘氏、鈴木克明氏および松山康二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で取締役全員および執行役員を被保険者として締結しており、被保険者である取締役(監査等委員である取締役を含む。)または執行役員がその職務に関し責任を負うこと当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ監査等委員会のご意見をいただいております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

イ.基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

ロ.取締役の報酬

a.全般

株主総会の決議により決定した取締役全員の報酬限度額の範囲内で、当社の事業規模、業務の特性、当該連結会計年度の業績その他諸般の事情を勘案し、各取締役の報酬等の額を取締役会の決議において決定する。取締役の報酬は、固定報酬、業績連動報酬等および非金銭報酬等である譲渡制限付株式報酬により構成する。

b.固定報酬

取締役の職位等を勘案して決定する。

c.業績連動報酬等

取締役と株主の利害共有を進め、当社の短期および中長期的な企業価値の向上と業績目標の達成に資することを目的とする。当期純利益（単体）の金額より算定した1株当たり配当額に応じ、取締役の職位等を勘案して、業績連動報酬等の金額を決定する。

d.非金銭報酬等

取締役が、株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的とした譲渡制限付株式報酬がある。譲渡制限付株式の割当ては、当社における取締役の貢献度等諸般の事情を総合的に勘案して決定する。交付の方法は、事前交付型とする。

e.報酬等の種類別の割合

固定報酬、業績連動報酬等、譲渡制限付株式報酬の割合は、製造業で同規模の企業の報酬構成割合および役位ごとの報酬額の水準比較・検証を行うことにより、当社の役員報酬制度の客観性・妥当性を担保する。

f.報酬等を与える時期または条件

固定報酬は、月ごとに支払うこととする。

業績連動報酬等は、増額は、5月月初の取締役会にて、株主総会に上程する配当金額が、役員報酬増額の基準に該当するとき、当該金額について役員賞与として支給することを決議し、6月下旬に役員賞与として支給する。減額は、業績の状況を見極めて、代表取締役社長が取締役会に提案し、取締役会にて決議する。決議後、当該決議で定めた対象月より、役員報酬減額を実施する。役員報酬減額処置の終了も、同様に取締役会にて決議し、終了する。

譲渡制限付株式報酬は、業績に多大なる貢献をした等の事実が判明する都度、取締役会にて決議し支払うものとする。

g.報酬等の決定の委任に関する事項

固定報酬の個人ごとの報酬額については、取締役会の決議により代表取締役社長に委任する。代表取締役社長は、職位等を勘案してこれを決定する。なお、決定された個人別の固定報酬については、客観性・妥当性を担保するため、各年度ごとに代表取締役社長より監査等委員会に報告を行う。業績連動報酬等及び非金銭報酬等である譲渡制限付株式報酬については、代表取締役社長への委任は行わず、取締役会により決定する。

固定報酬の個人ごとの報酬額について代表取締役社長山本幹雄に委任した理由は、当社グループを取り巻く環境や経営状況を当社グループにおいて最も熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためであります。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、この決定方針に従い代表取締役社長への委任の手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定され、監査等委員会に報告されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

② 監査等委員である取締役の報酬等の額に係る決定に関する方針等

株主総会の決議により決定した監査等委員である取締役全員の報酬限度額の範囲内で、当社の事業規模、業務の特性、当該連結会計年度の業績その他諸般の事情を勘案し、各監査等委員である取締役の報酬等の額を監査等委員である取締役の協議により決定する。監督機能を担う監査等委員である取締役の報酬等は、その職務を鑑み、固定報酬のみとする。

③ 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	77 (0)	82 (0)	△5 (0)	— (—)	5 (0)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	21 (21)	21 (21)	0 (0)	— (—)	3 (3)
合計 (うち社外取締役)	98 (21)	103 (21)	△5 (0)	— (—)	8 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与等の額は含まれておりません。
2. 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬限度額は、2019年6月26日開催の第114回定時株主総会において年額144百万円以内 (ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与等は含まない) とすること、および当該報酬額の範囲内で取締役 (監査等委員である取締役および社外取締役を除く。) に対して譲渡制限付株式を割り当てる。ただし、各事業年度に割り当てる譲渡制限付き株式の総数を1万5千株を上限とすることについて決議いただいております。
- なお、当該定時株主総会終結時点の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の員数は5名であり、また取締役 (監査等委員である取締役および社外取締役を除く。) の員数は5名であります。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2019年6月26日開催の第114回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。
- なお、当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名であります。

④ 取締役の報酬等についての株主総会決議による定めに関する事項

当社取締役の報酬等の限度額および割り当てる譲渡制限付株式の数の上限は以下のとおり、決議されております。

対象者	報酬等の種類	限度額および割り当てる譲渡制限付株式の数の上限	株主総会決議	左記総会終結時点の対象者の員数
取締役 (監査等委員を除く。)	金銭報酬	年額1億4千4百万円以内 (使用人兼務取締役の使用人分給と および賞与は含まない。)	2019年6月26日開催の 第114回定時株主総会	5名 (うち社外取締役0名)
取締役 (監査等委員および 社外取締役を除く。)	譲渡制限付株式の割当のための報酬	上記取締役(監査等委員および社外取締役を除く。)の金銭報酬年額1億4千4百万円(使用人兼務取締役の使用人分給とおよび賞与は含まない。)の範囲内で、割り当てる譲渡制限付株式の数の上限、年1万5千株以内	2019年6月26日開催の 第114回定時株主総会	5名 (うち社外取締役0名)
取締役 (監査等委員)	金銭報酬	年額30百万円以内	2019年6月26日開催の 第114回定時株主総会	3名 (うち社外取締役3名)

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	兼職先	兼職の状況	当社との関係
取締役 (監査等委員)	松山康二	公認会計士 松山康二事務所	代表	特別の関係はありません。

② 主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (常勤監査等委員)	日置善弘	当事業年度に開催された取締役会14回、監査等委員会13回の全てに出席し、適宜質問し意見を述べられ、これまでの豊富な経験と幅広い知識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督と経営全般への助言など監査等委員である社外取締役に求められる役割と責務を果たしておられます。また、当社のコーポレート・ガバナンスの向上に大いに寄与されてきました。
取締役 (監査等委員)	鈴木克明	当事業年度に開催された取締役会14回、監査等委員会13回の全てに出席し、適宜質問し意見を述べられ、これまでの豊富な経験と幅広い知識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督と経営全般への助言など監査等委員である社外取締役に求められる役割と責務を果たしておられます。また、当社のコーポレート・ガバナンスの向上に大いに寄与されてきました。
取締役 (監査等委員)	松山康二	当事業年度に開催された取締役会14回、監査等委員会13回の全てに出席し、適宜質問し意見を述べられ、公認会計士としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督と経営全般への助言など監査等委員である社外取締役に求められる役割と責務を果たしておられます。また、当社のコーポレート・ガバナンスの向上に大いに寄与されてきました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26 百万円
② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	26

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画、従前の事業年度における職務状況、および報酬見積もりの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等の額について妥当と認め、会社法第399条第1項の同意を行いました。
3. 当社の子会社南通虹岡鑄鋼有限公司および天津虹岡鑄鋼有限公司は、当社の会計監査人以外の会計士事務所（中国における当該資格を有するもの）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性および信頼性が確保できないと認めた場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

- (注) 1. 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切捨てております。比率その他の数字は、表示の数値未満を四捨五入しております。
2. 本事業報告における数値は、特に記載のない場合、当期末現在のものです。

連 結 貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	15,542	流 動 負 債	11,159
現金及び預金	2,601	支払手形及び買掛金	2,716
受取手形及び売掛金	7,814	短期借入金	4,979
電子記録債権	1,596	未払金	2,278
商品及び製品	1,220	未払法人税等	29
仕掛品	1,070	賞与引当金	252
原材料及び貯蔵品	773	その他	903
その他	493	固 定 負 債	3,395
貸倒引当金	△27	長期借入金	2,372
固 定 資 産	12,268	繰延税金負債	312
有形固定資産	9,834	退職給付に係る負債	353
建物及び構築物	2,907	その他	357
機械装置及び運搬具	4,158	負 債 合 計	14,555
工具、器具及び備品	1,349	(純 資 産 の 部)	
土地	1,220	株 主 資 本	9,882
建設仮勘定	197	資本金	2,002
無形固定資産	229	資本剰余金	602
投資その他の資産	2,204	利益剰余金	7,333
投資有価証券	2,119	自己株式	△55
長期貸付金	0	その他の包括利益累計額	913
繰延税金資産	1	その他有価証券評価差額金	776
その他	84	繰延ヘッジ損益	△4
貸倒引当金	△1	為替換算調整勘定	113
資 産 合 計	27,810	退職給付に係る調整累計額	29
		非支配株主持分	2,458
		純 資 産 合 計	13,254
		負 債 純 資 産 合 計	27,810

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2020年 4 月 1 日から
2021年 3 月 31 日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	18,068
売 上 原 価	15,419
売 上 総 利 益	2,649
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,365
営 業 利 益	284
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	0
受 取 配 当 金	43
そ の 他	262
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	118
そ の 他	89
経 常 利 益	383
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	383
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	40
法 人 税 等 調 整 額	△50
当 期 純 利 益	393
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	107
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	285

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,860	流動負債	9,051
現金及び預金	2,435	支払手形	323
受取手形	390	買掛金	1,962
電子記録債権	1,296	短期借入金	3,565
売掛金	3,532	未払金	1,250
商品及び製品	1,220	未払法人税等	29
仕掛品	929	未払消費税等	22
原材料及び貯蔵品	569	未払費用	175
前払費用	48	賞与引当金	182
その他	438	設備関係未払金	992
固定資産	10,551	その他	550
有形固定資産	7,043	固定負債	2,748
建物	1,201	長期借入金	1,800
構築物	450	繰延税金負債	193
機械及び装置	2,964	退職給付引当金	397
車両運搬具	22	その他	357
工具、器具及び備品	1,067	負債合計	11,799
土地	1,220	(純資産の部)	
建設仮勘定	116	株主資本	8,842
無形固定資産	15	資本金	2,002
ソフトウェア	13	資本剰余金	602
その他	1	資本準備金	602
投資その他の資産	3,492	利益剰余金	6,292
投資有価証券	2,116	利益準備金	375
関係会社株式	1,292	その他利益剰余金	5,917
長期貸付金	0	配当平均積立金	68
その他	84	別途積立金	578
貸倒引当金	△1	繰越利益剰余金	5,271
資産合計	21,412	自己株式	△55
		評価・換算差額等	770
		その他有価証券評価差額金	774
		繰延ヘッジ損益	△4
		純資産合計	9,612
		負債純資産合計	21,412

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年 4 月 1 日から
2021年 3 月 31 日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	13,105
売 上 原 価	11,409
売 上 総 利 益	1,696
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,696
営 業 利 益	△0
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	0
受 取 配 当 金	94
そ の 他	169
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	34
そ の 他	53
経 常 利 益	174
税 引 前 当 期 純 利 益	174
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	15
法 人 税 等 調 整 額	△67
当 期 純 利 益	226

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2021年5月24日

虹技株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 廣田 壽 俊 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西野 尚 弥 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、虹技株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、虹技株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月24日

虹技株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 廣田 壽 俊 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西野 尚 弥 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、虹技株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第116期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第116期事業年度の取締役の職務の執行について、監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、社内関係先から情報を収集しました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月25日 虹技株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員（社外取締役） 日 置 善 弘 ㊟

監査等委員（社外取締役） 鈴 木 克 明 ㊟

監査等委員（社外取締役） 松 山 康 二 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内

会場 姫路市大津区勘兵衛町3丁目12番地
当社東工場 レインボーホール

株主総会会場ご案内略図

